

仕様書

1 業務名

ごみ処理施設整備環境影響評価環境保全措置業務委託

2 履行場所

山梨県中央市浅利地内

3 履行期間

本業務の工期は次のとおりとする。

自 契約締結日の翌日

至 令和 9 年 3 月 26 日

4 業務目的

本組合が策定したごみ処理施設整備基本設計に基づき実施するごみ処理施設整備事業（以下、「本事業」という）に際し、山梨県環境影響評価条例（平成 10 年山梨県条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づく環境影響準備書が作成され、ごみ処理施設整備事業が植物・動物・水生生物・生態系に与える影響を代償する保全措置が計画されている。

本業務では、本事業により創出される保全環境で環境影響準備書の保全措置計画に従って保全措置を実施することを目的とする。なお、本業務の報告書は環境影響評価事後調査報告書の基礎資料となる。

5 業務内容

(1) 計画準備

本業務の主旨、目的、本事業の環境影響準備書等を把握した上で、業務計画書を作成する。

(2) 有識者ヒアリング

保全措置実施に際して有識者ヒアリングを行い、地域性や専門性、留意点等を把握した上で、適切に保全措置を実施できるようにする。なお、有識者ヒアリングは仮移植・移設時、本移植時の2回とする。（謝礼は、委託費に含む）

(3) 詳細保全計画策定

本事業の保全措置の主旨、目的、環境影響準備書の保全計画、評価書記載に向けて検討中の保全計画、有識者ヒアリング結果等を把握した上で、詳細保全計画書を作成する。本事業の工事や生物の不確実性に伴い、計画を変更する場合は本組合と協議し、計画の変更内容を定めるものとする。

(4) 植物仮移植地整備・管理

植物仮移植地は事業区域内または受託者が管理できる場所を発注者と協議の上、定めることとする。土地の使用に際し経費が生じる場合は、本組合が負担する。

なお、仮移植地整備や管理に伴う資材経費は受託者が負担する。

①植物仮移植地整備

植物仮移植地は保全対象植物4種（ウスゲチョウジタデ、コギシギシ、カワヂシャ、ミゾコウジュ）の生育が維持できるように整備を行う。

②植物仮移植地管理

管理は保全対象植物4種の生育が維持できるように、仮移植から本移植までの期間に8回実施する。保全対象植物4種の生育状況については定期的に報告し、問題が生じた場合は対応策を本組合と協議し、定めることとする。

(5) 植物仮移植及び種子採取・保管

保全対象植物4種の生育維持を考慮し、適切に移植及び種子採取・保管を行う。
仮移植等に伴う資材経費は受託者が負担する。

①植物仮移植

現地調査により保全対象植物4種の移植株を選定し、仮移植地へ移植する。

②植物種子採取・保管

保全対象植物4種の結実を考慮し、3回の種子採取を行い、適切に保管する。必要に応じて、仮移植地に播種し実生苗を生育させる。

(6) 植物本移植・播種

本事業により創出される保全環境を保全対象植物4種の生育維持を考慮し、微環境や水位調整等の整備した後に、本移植、播種を行う。

本移植等に伴う資材経費は受託者が負担する。

(7) 動物等仮移設

仮移設地は受託者が実施場所及び水槽等の水域を用意し、その経費は受託者が負担する。

保全対象動物等5種（藻類：シャジクモ、魚類：ミナミメダカ、貝類：コウフオカモノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ヒメヒラマキミズマイマイ）は、3回の現地調査を実施し、捕獲・採取を行う。

①ミナミメダカ

事業区域及び連続する水域を対象に40個体程度を捕獲する。その際に産卵床となる水草も合わせて採取する。地域個体群を保全するため、捕獲個体のDNAによる系統解析を行い、地域個体群として選別された個体と水草を飼育する。

②その他4種

ミナミメダカを除く保全対象動物等4種は微小な種や識別しにくい種となるため、現地調査後に室内で同定を行い、対象種及び個体を選別し、飼育を行う。

環境影響評価時の現地調査で死殻のみ確認の種（ヒメヒラマキミズマイマイ）もあるため、3回の現地採取で可能な限り保全個体の確認・採取に努める。

(8) 動物等一時飼育・管理

業務内容(7)で捕獲、採取した保全対象動物等5種の個体を23ヶ月飼育・管理する。保全対象種の生息維持のため、可能な限り繁殖・増殖に努める。生息や繁殖の状況は定期的に本組合へ報告し、問題が生じた場合は対応策を本組合と協議し、定めることとする。

(9) 動物本移設

本事業により創出される保全環境を保全対象動物等5種の生息維持を考慮し、微環境や水位調整等の整備した後に、本移設を行う。なお、ミナミメダカは本移設前に飼育個体の内、40個体のDNAによる系統解析を行い、地域個体群として選別された個体と水草を本移設する。本移設は新たな保全環境への移設に伴う生育維持の不確実性が存在するため、2回に分けて本移設を行う。

本移設等に伴う資材経費は受託者が負担する。

(10) 環境創出地管理

本事業により創出される保全環境へ本移植・本移設を実施した後、3回（夏・秋・冬）の環境管理を行い、保全対象種の生育・生息維持に努める。

なお、本事業の環境影響評価事後調査と情報共有ができるように、環境の好条件や管理時の留意点を記録する。

(11) 作業取りまとめ

本業務内容(4)～(10)の実施内容を整理し、保全措置実施状況の取りまとめを行う。

(12) 報告書作成

報告書は本事業の環境影響評価事後調査報告書を作成するための基礎資料として使用するため、本事業の保全措置の内容や創出保全環境の状況をわかりやすく整理した報告書とする。作成は令和7年度、令和8年度とする。

6 打合せ協議

打合せは、各年度の業務着手時、中間、業務完了時及び必要に応じて実施する。

7 成果品

本業務の成果品として、以下のものを提出する。

- (1) 報告書 (A4 判) : 2 部
- (2) 報告書の電子データ (CD-R) : 1 部

8 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合、または定めのない事項については、本組合と協議して定めるものとする。